

●香川県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年5月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
令和元年10月1日	訪問看護ステーションGステーション 坂出市加茂町619番地1	医療法人社団五色会 坂出市加茂町963番地
令和元年10月1日	訪問看護だん 丸亀市垂水町2897番地1	株式会社英 善通寺市原田町1202番地3
令和2年1月1日	城山訪問看護ステーション 坂出市川津町1986番地22	社会福祉法人敬世会 坂出市川津町1986番地8
令和2年4月1日	訪問看護ステーションほがらか 善通寺市上吉田町6丁目8番9号	香川医療生協協同組合 高松市栗林町1丁目3番24号